



条例なんかで、もうすでに実施しておる総量規制のあと追い行政が、いま國によつてまた行なわれた。地方よりおくれている。公害防止行政は、未然防止を主眼とするようなやり方でなければならないし、当然先取り行政でなければならない。政府は從来の大気保全対策に対して、やはり反省しなければならないということです。なぜ総量規制の導入が早急にできなかつたのか、この点も反省の一つとして承つておきたい。

○春日政府委員 総量規制の必要性については、先ほど申し述べたとおりでございますが、総量規制を実行するにあたりましては、まず、その汚染物質のその地域におきます許容排出総量を算定しなければならぬわけでございます。そういった手法といふものは、必ずしも今まで完成されなかつた。試行錯誤的に先進的な一、二の自治体が行なつておつたことは事実でございますが、それを日本全体の問題として導入するには機が熟さなかつた、こういうことでございまして、私どもは決して総量規制の導入をめらつておつたといふのはではなくて、慎重を期しておつたのは、そのような理由からでございます。

○島本委員 今後前向きにこれを取り上げる、こ

のことは高く評価し、環境元年にしたいといふ三木環境庁長官のことば、これを今後の一つの基準にして進めていくつてもらいたい。そのためには、もうはつきりしているわけです。総量規制の導入に際して過去を反省して、なぜ地域の自然浄化能力を基礎とした環境容量の考え方をとらなければなりません。環境元年にして、かかつたのか。一步前進だというのなら、これをとるべきです。依然として環境基準達成のための導入に際して過去を反省して、なぜ地域の自然浄化能力を基礎とした環境容量の考え方をとらなければなりません。環境元年にして、また再びある時期において反省を繰り返さなければならなくなる、こういうようなことになるではありますか。総量規制の導入には、地域のこの

自然浄化能力を基礎とした環境容量の考え方となるべきです。この点はどうでしよう。しかしながら、地域の自然浄化能力というものをもつて総量規制とするということは、概念的にはもつともなんでございますが、それを定量化し、絶対量として表現するということは、現在のところ不可能に近いわけでございます。私、最も先進的な総量規制の考え方を導入しております大阪の例を見ましても、定義は、まさに環境容量というのは自然浄化能力であるといふふうに定義している。しかし、それを実行する段階になりますと、やはり環境基準に照らして算定した総量といふことであります。これが指摘されて、去年の五月に改定されました環境基準は、「人の健康を保護し、」生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい」という行政上の目標として、環境行政上の基本的な基準であるべきはずなのに、人の健康に影響が及ばないような安全性が十分見込まれていなかつた。そんなことでは「國民は國の施策を信頼し、安心することは、どういできなくなるのではないか。環境基準、これは常に科学的な調査結果の基礎の上に立つて、十分な安全性が見込まれているかどうか、この点を詰めておきたいのであります。

少なくとも総量規制を導入するにあたっては、環境基準を確保するというこの目標だけではなくて、動植物をも含めて人間に快適な生活環境を確保することでなければならぬし、この点から見れば、いまの答弁に対しても大氣でも、自然連鎖サイクルに乗つてこの自然浄化能力が発揮される、これが平常の状態、昔のことばで、三尺川が流れたならば、もうすでに清流であつて飲用料に適するんだ、これが環境保全に対する基本研究、これは進めておりますか。今後これを取り入れる見通しはありますか。

○春日政府委員 そういう方向の研究は私ども行っておりません。たとえて申しますと、光化学スモッグの問題でござりますが、従来のオキシダントの定量その他の問題にとどまらず、植物を指標とした新しい自然浄化能力の算定方式、すなわち光化学オキシダントの新しいとらまえ方というものを、ことしから行なつておるわけでございませんか。

ざいまして、将来の問題ではございますが、十分研究を進めてまいりたい、かようと考えております。

○島本委員 まあ将来の問題で、これは研究を進めたい、見通しはまだない。これはやはり定めたばかり、地域の自然浄化能力というものをもつて、これは世界でも最もきびしい基準である、かようと考えておるわけでございます。

○春日政府委員 環境基準を設定いたしますとき、動植物、まあさらに進めば無機物にまで、そういう一つの標準が必要なかもしませんが、私どもは人間を中心として、動植物ということを含めまして、環境基準の設定を行なっております。ただし、植物のみの特別の環境基準というものではございません。そういう概念を含めての環境基準の設定でございます。

○島本委員 では、次に進めましょう。本法で定められている指定地域、これは政令で指定することになつておりますが、硫黄酸化物について、どういところを指定するのでしょうか。環境基準の不適合な地域を漏れなく指定すべきであるが、これはどういことになつておりますか。

○春日政府委員 硫黄酸化物の地域におきます環境基準に照らした適合度と申しますものを見ますと、非常に低いことは御指摘のとおりでございまます。したがいまして、私どもはK値の改定強化によりまして、それを一般の地域におきましては十分適合させることができますと考へております。今回はK値規制という従来の排出規制では不十分な地域に、この総量規制を導入することによりまして、両々相まって硫黄酸化物の濃度を減らそうと定することに相なるうかと考へております。

○島本委員 ランク一、ランク二、それは何地域

す。さらに浮遊粒子状物質とか、あるいは窒素酸化物との共存によります硫黄酸化物の影響の増悪というのもも算定いたしまして、あるいは病人、老人、幼児といったものに対する特別な配慮もいたしまして、そのような値をきめたわけでございます。

○島本委員 動植物をも含めて人間に快適な生活環境を確保することこれまで至ておりますか。

○春日政府委員 環境基準を設定いたしますとき、動植物、まあさらに進めば無機物にまで、そういう一つの標準が必要なかもしませんが、私どもは人間を中心として、動植物ということを含めまして、環境基準の設定を行なっております。ただし、植物のみの特別の環境基準というものではございません。そういう概念を含めての環境基準の設定でございます。

○島本委員 では、次に進めましょう。本法で定められている指定地域、これは政令で指定することになつておりますが、硫黄酸化物について、どういところを指定するのでしょうか。環境基準の不適合な地域を漏れなく指定すべきであるが、これはどういことになつておりますか。

○春日政府委員 硫黄酸化物の地域におきます環境基準に照らした適合度と申しますものを見ますと、非常に低いことは御指摘のとおりでございまます。したがいまして、私どもはK値の改定強化によりまして、それを一般の地域におきましては十分適合させることができますと考へております。今回はK値規制という従来の排出規制では不十分な地域に、この総量規制を導入することによりまして、両々相まって硫黄酸化物の濃度を減らそうと定することに相なるうかと考へております。

○島本委員 ランク一、ランク二、それは何地域

○島本委員 十四じやありませんか。

○春日政府委員 最近改定されまして、十四から十三になつております。

○島本委員 少し答弁のはうもきちつとしないといけません。

現在の大気汚染、これは汚染物質によって汚染物以外の窒素酸化物、ばいじん、その他の物質についても、早急に指定する必要があるはずであります。その指定のめどがはつきりありますか。これが一つ。

それともう一つは、光化学スモッグの原因物質である炭化水素の環境基準を、やはり夏に向かっておりますから、至急に設定するとともに排出基準も設定すべきであるが、この点の準備状況はどうなつておりますか。

○春日政府委員 総量規制に、硫黄酸化物以外に政令で何か定めよ、こういうことでござりますが、私どもは再三御答弁申し上げておりますように、当初は硫黄酸化物を指定し、プライオリティーに応じて、次は窒素酸化物、次はばいじん、こういう順序で定めてまいりたい、かようと考えておる次第でございます。(島本委員)年度はまだはっきりしてないですか」と呼ぶ)窒素酸化物の政令指定と申しますのは、いまここで軽々にお約束できませんが、できるだけすみやかにということです。

それから炭化水素の環境基準につきましては、中公審の専門委員会で鋭意検討中でございます。私どもは、せひともことしの当初に、環境基準の設定を目指したのでございますが、炭化水素と申しますと、測定の問題あるいは基礎的データの数の問題に非常に限りがございまして、ノンメタンの炭化水素のデータ不足ということで、早急にこ

りたい、かようと考えております。

○島本委員 総量規制の具体的な内容をきめる特定工場の規模の基準であるとか、総量規制基準及び特別総量規制基準の設定方式であるとか、環境基準レベルの総量の算出方式とか、こういうよう

な重要な事項が総理府令で定められることになりますね。この規制の具体的な内容が、この法を通してでは、まだ十分理解ができない。し

たがって、特定工場等の規模は知事がきめることになりますから、その基準となる総理府令の内容と、このもの、これはどういうものであるか、この際はつきりさせておいてもらいたい。一定規模の基準、これは何を基礎として一定規模の基準といふものをきめるのか。この点も明確にしておいてもらいたい。

○春日政府委員 指定ばい煙の削減量をその地域内でのすべての工場、事業場にさせるという考え方を規制の対象としてとらえなければならないと

いふことで、あらゆる面から見て、これは不適当では、全体の総量から見ると、きわめてわずかな量しか排出していない、およびただし量の零細企業を規制の対象としてとらえなければならないと

いふことで、あらゆる面から見て、これは不適當である、むしろ地域全体の排出総量の大きさを占める一定規模以上の工場、事業場に対しても、その規模に応ずる社会的責任及び排出規制に対する対応力を考慮して負担させる、こういう原則でございます。

○春日政府委員 都道府県知事がきめる規模というのと、総理府令の基準との関係は、地域の事情に応じて選択できるし、矛盾はない。こういうふうに了解すべきであります。

○島本委員 この総量規制の基準の設定方式、総理府令で、これもきめることになつておりますが、その内容というものも依然として明らかになつておらない。その設定にあつては実効性、公平性、これがやはり担保されるように十分検討する必要があるわけであります。とりわけ工場の公害防止施設、これは排煙脱硫装置の設置状況、主要原燃料の硫黄含有量、公害防止に対する実績を考慮する必要、これは当然あるわけであります。こう

いうふうな点も十分考慮されておりますか。

○春日政府委員 御指摘どおり十分考慮いたす

ますが、そういうふうな工場が含まれるよう定めることでござります。たとえば八〇%、こういったところとか、あるいは九〇%というようなところが、めどにならうと

思いますが、そういったシェアを占めるような工場が含まれるよう定める予定でございます。そ

の具体的な基準は、今後地方公共団体や学識経験

者の意見を聞いて決定するわけでございますが、知事はこのような基準に従つて工場全体の排出ガス量が一定量以上のものを規模として定めるといふことにならうと思います。

たとえて申しますと、倉敷では百六十六工場がございますが、上位二十六工場だけで50%の排出量の九五・五%を占めてしまうわけでございますから、私どもは上位二十六工場を特定工場とするならば、あと百四十工場は総量規制でなくて、いわゆる燃料規制だけで、これはいけるのではないか。また四市の百五十九工場のうち、上位十四をつかまえれば、全体の八六・六%の50%を把握できます。そこで多少の違いはございます。たとえば東京、大阪のように中小煙源の多いところは、また大煙突の占めるシェアといふものは低いわけでございます。地域によっては違いますが、そういうふうにとできめるように指示をいたすつもりでございます。

○島本委員 都道府県知事がきめる規模というのと、総理府令の基準との関係は、地域の事情に応じて選択できるし、矛盾はない。こういうふうに了解すべきであります。

○春日政府委員 そのとおりでございます。

○島本委員 この総量規制の基準の設定方式、総理府令で、これもきめることになつておりますが、その内容というものも依然として明らかになつておらない。その設定にあつては実効性、公平性、これがやはり担保されるように十分検討する必要があるわけであります。とりわけ工場の公害防止

施設、これは排煙脱硫装置の設置状況、主要原燃料の硫黄含有量、公害防止に対する実績を考慮する必要、これは当然あるわけであります。こう

いうふうな点も十分考慮されておりますか。

○春日政府委員 御指摘どおり十分考慮いたす

ますが、そういうふうな工場が含まれるよう定めることでござります。たとえば八〇%、こういったところとか、あるいは九〇%というふうなところが、めどにならうと

思いますが、そういったシェアを占めるような工場が含まれるよう定める予定でございます。そ

の具体的な基準は、今後地方公共団体や学識経験

ワット程度、現在までは乾式、湿式それぞれ数値は違いますが、三十万キロワットくらいしかできません。三十五万キロワットのものをやりますといつても、やりましたという免罪符になるおそれがある。十分実情に即しておられないけれども、こ

れに対しては通産省あたりは十分指導すべきであります。しかし、確固たる信念を伺いたい。

○林(信)政府委員 お答え申し上げます。

硫黄酸化物の汚染の原因者といたしまして、電力が非常に大きなウエートを占めておることは御案内のとおりでございます。したがいまして、電力企業において公害防止の努力に対しましては、従来から強力に指導してまいっております。当初は燃料のローサル化ということで進めてまいつておますが、御案内のとおり、ローサル原油にも限度があり、さらに石油工場におきますLS化に

も限度がございます。したがいまして、電力企業は燃料のローサル化ということで進めてまいつておられます。これがやはり担保されるように、排煙脱硫を強力にやる必要があります。

○島本委員 各産業横並びで見てみますと、ただいま島本先生が御指摘になられましたように、他産業に比べまして、電力は排煙脱硫装置の導入についておく

がいまして、試行錯誤的にならざるを得ないといふ事情があつたわけでございます。

○春日政府委員 しかし、そういうたつた困難にもかかわらず、今後

の姿勢といたしましては、他産業におくれをとらないよう、電力企業におきましても、大規模容量の排煙脱硫装置の設置につきまして、最善の努力を尽くすべきであり、通産省といたしましても、

そういう方針で指導しておる状況でございます。今後も引き続き、その姿勢を堅持いたしたいと考

えております。

○島本委員 その答弁、その姿勢、それを貫いて

もらいたいのであります。

ところが実際は、この実効性と公平性、これが

担保されるような現状になつておらない。と申し

ますのは、排煙脱硫装置、これをやるためにには、土地が必要であります。その土地が十分確保されないので、現在の電力会社の火力発電の実態になつておるわけです。土地がないから、幾らやろうとしてもできない。もしやつても、三十五万キロワットの場合は、現在開発されているのは、正式で二十二万キロワットしかやつていない。これはやはり一種の隠れみのになるおそれがある、免罪符にしてはならない、こういうようなことであります。今後は、環境庁もそういうような点を十分考えて、総量規制基準の設定方式に一特に総理府令できめることになつておりますが、その内容等についても、この実効性と公平性が担保されるように十分これは指導すべきであり、通産省もそういうのを特に要請をしておきたい。現実の面ではそつなつております。いかがですか。

○島本委員 そのように考えております。

○島本委員 それで、本法律案によりますと、指定はい煙との削減計画と規制措置がとられておりますけれども、現在の大気汚染は、いろいろな汚染物質によって汚染されているために、広域的な複合汚染、汚染物質の相乗作用、第二次的に生成する汚染物質——オキシダントのようなもので、それども、これらの影響などについて総合的に把握して、削減計画の策定に際しては、地域のばかりの煙総量の削減にも、これらの影響を十分考慮すべきであります。そうでないと、やはり効果があがらない、こう思うのでありますが、この点等については、よろしゅうございますか。

○春日政府委員 御指摘のとおり、十分配慮いたしましたが、県境を隔てて、そのまま接する県境といいますか、県境といいますか、県境を隔てて、

そして隣接する指定地域においては、お互いの地域から排出するばい煙、これによって相互に汚染

している場合が多いわけであります。その地域ににおける指定ばい煙の総量削減計画、それと総量規制基準を設定する場合には、どういう措置を考えますか。

○春日政府委員 たとえば東京、神奈川——県は違います。

しかししながら、川崎から東京のほうに流れ、あるいは千葉県のほうにも流れていつておるわけであります。

○春日政府委員 かどうか。もし設けられないとするならば、

○春日政府委員 おける指定ばい煙の総量削減計画、それと総量規制基準を設定する場合には、どういう措置を考えますか。

○春日政府委員 そういうのをこの際、設けてやるべきじゃないか

○春日政府委員 と思います。見解を伺います。

○春日政府委員 かどうか。それが一つです。

○春日政府委員 そういうような点を考えると、第五条の三第四項の、環境庁長官の当該計画作成に関する必要な助言または勧告によつて、十分これを調整できる

○春日政府委員 かどうか。これが一つです。

○春日政府委員 それともう一つは、ついでですから言つておき

ます、隣接県相互の調整については、何かはつきりしたものを持たないとだめなんじゃないか

○春日政府委員 かどうか。これが一つです。

○春日政府委員 効果があがらないのじゃないか、こう思うわけであります。

○春日政府委員 幸い都道府県に対しては、助言または勧告によつてやることになつておりますが、十分

○春日政府委員 調整ができますかどうか。

○春日政府委員 ただいまの御指摘のように、私どもは、国として必要な助言または勧告を行なう

○春日政府委員 ことによつて、円滑な、広域汚染の防止をはかつ、

○春日政府委員 てまいりたいわけでござります。現実問題として、たとえば東京だけ指定をするというようなことは、

○春日政府委員 私どもは考えませんで、東京に隣接いたします千葉、神奈川、場合によりますと埼玉の南部、そ

○春日政府委員 いたものと同時に指定をするというようなことは、たとえば東京だけ指定をするというようなことは、

○春日政府委員 あまりりたいと考えております。したがつて、そ

○春日政府委員 の前段階といつたしまして、それぞれ一都三県にわ

○春日政府委員 たる広域の汚染状態の共同調査、こういったかつ

○春日政府委員 こうで対処することにならうと思っております。

○春日政府委員 現在でも、一都三県の協議会といふもので行なつ

○春日政府委員 ていることは事実でございます。

○春日政府委員 そういうようなことは伺つておきま

○春日政府委員 す。これは研究して、そういうふうにしてもらい

○春日政府委員 たいという要請を含めて、答弁を願います。

○春日政府委員 いたしまして、そういう方向で進めてま

○春日政府委員 いりたいと思います。

○春日政府委員 ただいまの御提言につきましては、私どももまたことにそのように考えますので、

○春日政府委員 十分検討いたしまして、そういう方向で進めてま

○春日政府委員 いりたいと思います。

○春日政府委員 この燃料の使用量であるとか、燃料

○春日政府委員 の需給であるとか、それから汚染物質排出量に対する見通しであるとか、ばい煙発生施設の新增設

○春日政府委員 に対する見通しであるとか、こういうようなもの

○春日政府委員 も、はつきりさせておかなくてはならないわけで

○春日政府委員 ありますけれども、指定ばい煙総量削減計画の策

○春日政府委員 定について、「工場又は事業場における使用原料

○春日政府委員 又は燃料の見通し」これを勘案してきること

○春日政府委員 それが一つと、もう一つは、特別総量規制基準、

○春日政府委員 どの程度のきびしい基準が設けられるのであるか、

○春日政府委員 それからそれへと進んでまい

○春日政府委員 りまして、工場または事業場がさらに伸展する地

○春日政府委員 域においては、将来、新增設される工場等のために、地域の排出総量のうち留保される量、これは

○春日政府委員 どの程度の比率がとられてございましょうか。

○春日政府委員 リープする分です。

○春日政府委員 「委員長退席、登坂委員長代理着席」

○春日政府委員 それが一つと、もう一つは、特別総量規制基準、

○春日政府委員 どの程度のきびしい基準が設けられるのであるか、

○春日政府委員 それからそれへと進んでまい

○春日政府委員 りまして、工場または事業場がさらに伸展する地

○春日政府委員 域においては、将来、新增設される工場等のために、地域の排出総量のうち留保される量、これは

○春日政府委員 どの程度の比率がとられてございましょうか。

○春日政府委員 リープする分です。

○春日政府委員 「委員長退席、登坂委員長代理着席」

○春日政府委員 それが一つと、もう一つは、特別総量規制基準、

○春日政府委員 どの程度のきびしい基準が設けられるのであるか、

○春日政府委員 それからそれへと進んでまい

○春日政府委員 りまして、工場または事業場がさらに伸展する地

○春日政府委員 域においては、将来、新增設される工場等のために、地域の排出総量のうち留保される量、これは

○春日政府委員 どの程度の比率がとられてございましょうか。

○春日政府委員 リープする分です。

○春日政府委員 「委員長退席、登坂委員長代理着席」

○春日政府委員 それが一つと、もう一つは、特別総量規制基準、

○春日政府委員 どの程度のきびしい基準が設けられるのであるか、

○春日政府委員 それからそれへと進んでまい

○春日政府委員 りまして、工場または事業場がさらに伸展する地

○春日政府委員 域においては、将来、新增設される工場等のために、地域の排出総量のうち留保される量、これは

○春日政府委員 どの程度の比率がとられてございましょうか。

○春日政府委員 リープする分です。

○春日政府委員 「委員長退席、登坂委員長代理着席」

○春日政府委員 それが一つと、もう一つは、特別総量規制基準、

○春日政府委員 どの程度のきびしい基準が設けられるのであるか、

○春日政府委員 それからそれへと進んでまい

○春日政府委員 りまして、工場または事業場がさらに伸展する地

○春日政府委員 域においては、将来、新增設される工場等のために、地域の排出総量のうち留保される量、これは

○春日政府委員 どの程度の比率がとられてございましょうか。

○春日政府委員 リープする分です。

○春日政府委員 「委員長退席、登坂委員長代理着席」

○春日政府委員 それが一つと、もう一つは、特別総量規制基準、

○春日政府委員 どの程度のきびしい基準が設けられるのであるか、

○春日政府委員 それからそれへと進んでまい

○春日政府委員 りまして、工場または事業場がさらに伸展する地

○春日政府委員 域においては、将来、新增設される工場等のために、地域の排出総量のうち留保される量、これは

○春日政府委員 どの程度の比率がとられてございましょうか。

○春日政府委員 リープする分です。

○春日政府委員 「委員長退席、登坂委員長代理着席」

○春日政府委員 それが一つと、もう一つは、特別総量規制基準、

○春日政府委員 どの程度のきびしい基準が設けられるのであるか、

○春日政府委員 それからそれへと進んでまい

○春日政府委員 りまして、工場または事業場がさらに伸展する地

○春日政府委員 域においては、将来、新增設される工場等のために、地域の排出総量のうち留保される量、これは

○春日政府委員 どの程度の比率がとられてございましょうか。

○春日政府委員 リープする分です。

○春日政府委員 「委員長退席、登坂委員長代理着席」

○春日政府委員 それが一つと、もう一つは、特別総量規制基準、

○春日政府委員 どの程度のきびしい基準が設けられるのであるか、

○春日政府委員 それからそれへと進んでまい

○春日政府委員 りまして、工場または事業場がさらに伸展する地

○春日政府委員 域においては、将来、新增設される工場等のために、地域の排出総量のうち留保される量、これは

○春日政府委員 どの程度の比率がとられてございましょうか。

○春日政府委員 リープする分です。

○春日政府委員 「委員長退席、登坂委員長代理着席」

○春日政府委員 それが一つと、もう一つは、特別総量規制基準、

○春日政府委員 どの程度のきびしい基準が設けられるのであるか、

○春日政府委員 それからそれへと進んでまい

○春日政府委員 りまして、工場または事業場がさらに伸展する地

○春日政府委員 域においては、将来、新增設される工場等のために、地域の排出総量のうち留保される量、これは

○春日政府委員 どの程度の比率がとられてございましょうか。

○春日政府委員 リープする分です。

○春日政府委員 「委員長退席、登坂委員長代理着席」

○春日政府委員 それが一つと、もう一つは、特別総量規制基準、

○春日政府委員 どの程度のきびしい基準が設けられるのであるか、

○春日政府委員 それからそれへと進んでまい

○春日政府委員 りまして、工場または事業場がさらに伸展する地

○春日政府委員 域においては、将来、新增設される工場等のために、地域の排出総量のうち留保される量、これは

○春日政府委員 どの程度の比率がとられてございましょうか。

○春日政府委員 リープする分です。

○春日政府委員 「委員長退席、登坂委員長代理着席」

○春日政府委員 それが一つと、もう一つは、特別総量規制基準、

○春日政府委員 どの程度のきびしい基準が設けられるのであるか、

○春日政府委員 それからそれへと進んでまい

○春日政府委員 りまして、工場または事業場がさらに伸展する地

○春日政府委員 域においては、将来、新增設される工場等のために、地域の排出総量のうち留保される量、これは

○春日政府委員 どの程度の比率がとられてございましょうか。

○春日政府委員 リープする分です。

○春日政府委員 「委員長退席、登坂委員長代理着席」

○春日政府委員 それが一つと、もう一つは、特別総量規制基準、

○春日政府委員 どの程度のきびしい基準が設けられるのであるか、

○春日政府委員 それからそれへと進んでまい

○春日政府委員 りまして、工場または事業場がさらに伸展する地

○春日政府委員 域においては、将来、新增設される工場等のために、地域の排出総量のうち留保される量、これは

○春日政府委員 どの程度の比率がとられてございましょうか。

○春日政府委員 リープする分です。

○春日政府委員 「委員長退席、登坂委員長代理着席」

○春日政府委員 それが一つと、もう一つは、特別総量規制基準、

○春日政府委員 どの程度のきびしい基準が設けられるのであるか、

○春日政府委員 それからそれへと進んでまい

○春日政府委員 りまして、工場または事業場がさらに伸展する地

○春日政府委員 域においては、将来、新增設される工場等のために、地域の排出総量のうち留保される量、これは

○春日政府委員 どの程度の比率がとられてございましょうか。

○春日政府委員 リープする分です。

○春日政府委員 「委員長退席、登坂委員長代理着席」

○春日政府委員 それが一つと、もう一つは、特別総量規制基準、

○春日政府委員 どの程度のきびしい基準が設けられるのであるか、

○春日政府委員 それからそれへと進んでまい

○春日政府委員 りまして、工場または事業場がさらに伸展する地

○春日政府委員 域においては、将来、新增設される工場等のために、地域の排出総量のうち留保される量、これは

○春日政府委員 どの程度の比率がとられてございましょうか。

○春日政府委員 リープする分です。

○春日政府委員 「委員長退席、登坂委員長代理着席」

○春日政府委員 それが一つと、もう一つは、特別総量規制基準、

○春日政府委員 どの程度のきびしい基準が設けられるのであるか、

○春日政府委員 それからそれへと進んでまい

○春日政府委員 りまして、工場または事業場がさらに伸展する地

○春日政府委員 域においては、将来、新增設される工場等のために、地域の排出総量のうち留保される量、これは

○春日政府委員 どの程度の比率がとられてございましょうか。

○春日政府委員 リープする分です。

○春日政府委員 「委員長退席、登坂委員長代理着席」

○春日政府委員 それが一つと、もう一つは、特別総量規制基準、

○春日政府委員 どの程度のきびしい基準が設けられるのであるか、

○春日政府委員 それからそれへと進んでまい

○春日政府委員 りまして、工場または事業場がさらに伸展する地

○春日政府委員 域においては、将来、新增設される工場等のために、地域の排出総量のうち留保される量、これは

○春日政府委員 どの程度の比率がとられてございましょうか。

○春日政府委員 リープする分です。

○春日政府委員 「委員長退席、登坂委員長代理着席」

○春日政府委員 それが一つと、もう一つは、特別総量規制基準、

○春日政府委員 どの程度のきびしい基準が設けられるのであるか、

○春日政府委員 それからそれへと進んでまい

○春日政府委員 りまして、工場または事業場がさらに伸展する地

○春日政府委員 域においては、将来、新增設される工場等のために、地域の排出総量のうち留保される量、これは

○春日政府委員 どの程度の比率がとられてございましょうか。

○春日政府委員 リープする分です。

○春日政府委員 「委員長退席、登坂委員長代理着席」

○春日政府委員 それが一つと、もう一つは、特別総量規制基準、

○春日政府委員 どの程度のきびしい基準が設けられるのであるか、

○春日政府委員 それからそれ



ともその地域のSO<sub>2</sub>の排出量の八〇%、九〇%といふところを押え込みますので、十分に私はあげ得ると思います。

○島本委員 現在地方公共団体が条例でもうすでに総量規制を実施しているところもございますね。この制度が実施された場合には、矛盾なくこれを取り入れられるかどうか、これに対する配慮をお聞かせ願いたい。

○春日政府委員 現在地方公共団体において実施されております総量規制と申しますものは、基本的に國の制度に吸収していく考え方でございます。ただ、直ちに吸収できないものもあるうかと思ひますけれども、法的秩序の安定性というもの、それは保たなければいけないわけでございますから、現在実施されている規制の効力を経過的に存続させるというような方法で処理してまいりたいと思っております。

しかば、國の制度による規制が、現に行ないつつある地方公共団体の規制よりもゆるいのではないかというような御指摘もあるうかと思ひますが、これは具体的に一々比べてみるとよりしようがないわけでござりますので、一がいには何とも申せませんけれども、一般論としていえば、地方自治体の総量規制も環境基準の確保を目的とするわけでござります。國の規制も全く同じことでございまして、國の基準より、こどもときらにきびしいものになり得るというような地方自治団体の総量規制というものは、存在しないものと考えておるわけでござります。

○島本委員 公害国会で昭和四十五年の十二月、公害関係の場合は、条例によって定めるその範囲は法律を上回ってもよろしい、横出し、上のせはよろしいという基本原則は確認されておりますので、いまの答弁とちょっと相反するようになりますが。

○春日政府委員 上のせ、横出しその他の方団体に許されている権利と申しますものは、あくまでも環境基準を達成せんがために、従来の方

法ではいかんともしがたかったので、上のせ、横出しをする、こういうことでござりますから、今はそういうふうなことはないことだらうと考えております。

○島本委員 この総量規制の実効を確保する上から、地域の大気汚染状況を的確に測定評価する、そうして対応措置の実施とその判定に資するためには、即刻これを行なうというような監視体制が必要だ。そうすると、テレメーターシステムによるところの監視測定体制の整備が、これは必須だと思います。現在の整備状況はどうなっておりますか。それと同時に本年度の予算はどうなっていますか。

○春日政府委員 御指摘のとおり、この測定体制の強化ということは、非常に大切な問題でございまして、私どもは測定局の設置あるいは先生のおっしゃるようなデレメータ化等の監視測定体制の整備というものは、これは総量規制をやる上につきましては、有効にするか、あるいは適切に運営できるかというために非常に大切なことは言ふべきでございまして、國としては、

従来から都道府県等に対し助成につとめてまいりましたけれども、さらにこれを強化してまいりたいと思っております。

四十九年度におきます大気汚染等監視設備整備費補助金は、かなりの増額を見ることができたわけですが、そういう意味から、今後とも計画的にその整備拡充につとめてまいります。特に発生源の測定器と監視センターとを結ぶテレメーター装置につきましては、発生源からの排出を常時監視することができるわけでござりますから、これは総量規制の実効をあげる上に非常に重要なわけですから、今後とも助成を強めてまいりたいと考えております。

○春日政府委員 予算的な問題でございますが、四十五年は大気汚染監視整備費補助は約九千万であったのでござります。煙道テレメータ等の補助金はなかつた

わけでございますが、四十七年から補助金額は五億三千九百五十万ということになります。そのうち、テレメーター分が一億七千九百万というふうに上がつてまいります。四十八年度になりますと、補助金額は五億三千数百万と、あまり変化はないことだらうと考えております。

○島本委員 大気汚染に対しての測定効果をあげるための監視測定体制の整備、テレメーターシステムによるところの実施、これはけっこうであります。しかし、大気の場合はいいが、水の場合に對しての監視体制はどうなつてゐるか。油の問題は、もっぱら海上保安庁にゆだねられているわけであります。海に注ぐ排水口がある。こういうような工場の排水口にも、やはりテレメーター方式によるところの監視測定器を取りつけて、汚濁の状況が即刻わかるようにしたほうが、水質汚濁防

止の上からも的確な効果をあげることができるのではないかと思うのです。私はこれをすべきだと思ふ。大気のほうはテレメーター方式、わかりました。予算も組んである。水質の場合は、なぜこれをやらぬのでしょうか。技術がまだ至らないのではどうか。

○三木国務大臣 私も、大気のほうはだんだんと進んでまいりますし、総量規制も水を入れていかなければならぬわけですから、水に対しても自動測定器のようなものをつけて、そして環境の現状というものを把握することができるようにする必要があります。ぜひやりたいと思うのですが、ネックになっているものは、技術の開発がまだそこまでいっていないということで、今後そういう方面的のメーカーにも、できるだけそういう開発の促進を要請して、ぜひ近い将来に、そういう技術の開発を行なうようにやりたいと考えております。

○島本委員 以前、二、三年前ですか、水の場合

の測定も、ある物質については可能である、これは東北大大学で検討の結果成案を得た、こういうようになったことを私は承知したことがございまして、この委員会でも、それを発表したことがあつたわけあります。物質によって、それが可能だとするならば、空は、大気汚染の場合は監視測定体制を用いてやるとしたならば、日本は水の場合がまだ一番おくれているわけであります。いまこれをやって、実際きめ手がなくて一番困っているのも、これまで海上保安庁じやないか、こう思うのですが、東京湾や瀬戸内海やそれから琵琶湖もそうありますけれども、いろいろと問題があります。これは可能なのか不可能ないのか、保安庁のほうから専門官が来ておると思います。

○船合説明員 海上保安庁のほうとしましては、そういう測定方式でなく監視をしておりまして、工場につけなくてはいけない、そういうメータ類につきましては、実は海上保安庁の所掌といふわけにはまいらぬわけでございます。

○島本委員 ちょっと誤解している。汚染状況の調査、これは油濁、油で汚染されておるこの状況を、皆さんのはうで発表なすっているじやありませんか。瀬戸内海がきたない、東京湾はよごれてせんか。瀬戸内海はよごれている、そういうような汚染状況もはつきりさしておる。それを聞いているいる、大阪湾はよごれている、そういうよごれています。それを見て、きめ手があるのかないのか、それを聞いています。ありませんか。簡単でいいです。

○船合説明員 当厅が海水の汚濁に関しまして監視しておりますのは、飛行機を飛ばして、主として油による海水の汚濁の監視をやっております。また事実一年間の二千四百六十件くらいの汚染の大部分が、油による汚染でござります。工場から出てきております産業廃棄物等による汚染、それの違反等につきまして極力巡回船艇を使って採水して、そして分析し、違反しておるかどうかといふことの監視、取り締まりをやっておりますが、非常にむずかしい問題がございまして、決定的に

絶対にそういうところまではいつておりません。というのは、われわれの勢力がそこまで達しておらないということもございますし、また海をよどす原因としまして、河川に流すということが相當にあるわけでございます。これは、われわれの権限の外でございまして、警察のほうにお願いしなければいかぬ部分であるわけでございます。

○島本委員 それで長官、あわせてこれは水質汚濁の方面にも十分テレメータ方式というものの技術開発を急いで、排出口につけておいたら、それがわかつているはずです。それ以外の濃度のもの、それ以外の物質を流した場合にそれにびんと反応するようなもの、これは現在の科学技術で、ないという事はないと思う。これを十分考えて、空も水も、ともに一目わかるような監視体制の整備をはかられたい。このことを強く要請しておきたいと思います。

それと同時に、次に移りますが、地域開発における公害の未然防止の徹底、これは大切です。

したがって、有効適切な環境アセスメントの手法を確立して、すみやかに実施する必要があります。

ありますけれども、これも十分やらなければなりません。

これが出来て、四日市や鹿島、水島のような臨海工業地域は事前予測調査が不十分であった、こういうようなことからして、汚染地域として問題をかかえていることになっております。

環境庁は工業開発にあたっては厳格に環境アセスメントを実施すべきであつて、その手法等ははつきり確立しておかなければならないと思いま

す。今までのよこれたものに対しても手当では、どうも憂うべき問題をかかえているよ

うにも思いますので、今後環境アセスメントを実施する内容等を充実させておくようにつとめても

らいたい。これは長官にお伺いすることになりま

すが、たとえば苦小牧いろいろ議論があつたと

おりでありますから、そんなことがないように当然すべきであります。

○三木国務大臣 島本委員の御指摘のように、環

境行政の中心は、私は、アセスメントだと思うの

です。そういう意味において、この手法というも

のも、いま検討を加えておわけあります、環

境いろいろな点で、まだこの手法などについて検討

を要する点があります。これが環境行政の中心で

あるということからして、これには特に力を入れ

アセスメントということをなしに、開発をこうい

うものにしたならば環境保全のためにペターだと

いうところまで、地域住民に対して親切なアセス

メントの報告ができるようにして、これを公表し

て、さらに入れ公聴会にかけてやる、こういう

手法と手続というものを整備していくきたい。

環境庁はアセスメントを中心とした役所で、公

害が起つて、あとから追っかけていく役所でな

い、こういうふうに持つていいものである。

しかも環境庁のアセスメントといふものに対する

広く国民の信頼を得られるようなものに持つてい

ます。

○島本委員 やはりそれが今後一つの大きな命題

であつて、環境庁の命運にかかわるような重要性

を持ってくる。

その際、環境濃度の把握、こういうのはもちろ

ん必要でありますけれども、長官、今後公開の原

則と手続、これはやはりかぎですか、十分その

点を考えてやついただきたいし、今までのよ

うに秘密主義に終始しないように、これはもうや

るべきである、この二つだけは、はつきりと申し

上げておきたい。

それと、漏れている問題では、高層気象データ、

No<sub>2</sub>、浮遊粒子状物質、一年以上連続測定データ等

の積み重ね、それと地域の気象状態、海流、それ

から自然保護関係の植生図、文化財や健康の影響

評価、こういうような点も十分考へて、そしてそ

つなくやつもらいたい、こういうように思つわ

けです。したがつて、最低限度必要な評価や調査

項目というのをはつきりさせてやるように、これ

も私、あわせて強く要請しておきたい。こういう

ように思つわけです。

それで、水質汚濁について、都市周辺の河川の

水質の悪化、これは目に見えています。それから、

いろいろな水域における赤潮の発生状態、富栄養

化の進行及び有害物質による汚染等の問題が現在

深刻化しておりますが、当面最大の課題として、

総量規制を早急に水質保全のほうまで導入して排

水規制を強化するとともに、排水処理に関しては、

通産省ではクローズドシステムをやることになつておりますけれども、当然これをもう十分に確立

するようにしてやる必要があると考えます。

それと琵琶湖等についても、五十年までに

これはもう総量規制も考えたい。こういうような

答弁も、きのうあったように新聞で承知いたしました。

それと、琵琶湖等についても、五十年までに

したけれども、水質関係の総量規制、これをいつ

導入する考え方ですか。

○三木国務大臣 先ほどから申し上げておるよう

に、大気だけでは問題の解決にならない、どうし

てもやはり水質というものに対しても、水質の保全

というものが必要になつてくるわけでありますか

ら、せひともやりたいと思っております。

とにかく、問題は、いま御指摘のような都市の河

川であるとか、水の流れの悪い内海であるとか、

湖沼とかいうところの汚染というところに非常に

問題があると私は思つてございます。一日もす

みやかに、そういう方面にまで伸ばさなければ、

総量規制といつても、その目的は十分に達せられ

ないわけありますから、できるだけみやかに

いうことありますが、日にちを切つて、いつ

までというのには、これはいま言つたような前提

として、いろいろな技術開発も要りますし、検討

止法のいわゆる総量規制に踏み切つたときから始

まる、こういうふうなことを申されました。やは

り長官としても、今後は、副総理という立場、そ

れから環境庁長官というこの立場、今までいろ

な時間のとれないのを残念に思います。

この大気汚染防止の実効をあげるためには、い

ろいろな点で考えなければならない点が多いわけ

です。日常生活にも関係してくるわけです。

ことに、通産省関係では、やはりいろいろの業者の立場

から、公害防除という立場に踏み切つてもらわな

ければならない、こういうような段階にもう一つ

来ておる、このことを指摘しなければならないと

思うのです。

それは、地域冷暖房事業だと熱供給問題であ

るとか、こういうようなものを都市の中心に入れ

てしまう。そうすると、個々から発生するこうい

うような一つの汚染発生源が整理されることにな

るのです。札幌等においては、都市の中心では、

熱供給公社で一括して全部ボイラーなどへ熱を供

給しているのです。これを公害対策の一つの基本

にして、冬季オリンピックにこれを導入したので

す。そして成功し、いま青い空も見られるよう

なつてゐるのです。

ところが、これができたあと、直ちに熱供給事

業法という法律が通産省から出されたのです。

これには補助がないのです。そうしてこの利息は七

分七厘の金を借りるわけです。公害関係であつて

うような一つの汚染発生源が整理されることにな

るのです。札幌等においては、都市の中心では、

熱供給公社で一括して全部ボイラーなどへ熱を供

給しているのです。これを公害対策の一つの基本

にして、冬季オリンピックにこれを導入したので

す。そして成功し、いま青い空も見られるよう

なつてゐるのです。

とにかく、問題は、いま御指摘のような都市の河

川であるとか、水の流れの悪い内海であるとか、

湖沼とかいうところの汚染というところに非常に

問題があると私は思つてございます。一日もす

みやかに、そういう方面にまで伸ばさなければ、

総量規制といつても、その目的は十分に達せられ

ないわけありますから、できるだけみやかに

いうことありますが、日にちを切つて、いつ

までというのには、これはいま言つたような前提

として、いろいろな技術開発も要りますし、検討

止法のいわゆる総量規制に踏み切つたときから始

まる、こういうふうなことを申されました。やは

り長官としても、今後は、副総理という立場、そ

れから環境庁長官というこの立場、今までいろ

いろいろ大臣がございましたが、いまにして公害対策と環境保全をやれる大臣の一一番最有利な立場にあるのが三木長官なんです。まして現在は環境元年であるとさえ、ここではつきり言明なすったわけであります。

〔登坂委員長代理退席、委員長着席〕

私はその意味で、他の通産行政、運輸行政その他のいろいろございましょうけれども、その中で調整権というものを極端にこれを発揮して、そうして今後やはり一番大事なのは絆である。そして、おかしてはならないのは環境である、こういうふうにして、おかされたものは救済しながら、住みよい日本にしてもらいたい。私はそれを要請したいのです。ことに、第一歩である、この法律ができるのを機会にして、ひとつほかのほうは勇断なんかふるわぬでもいい、靖国なんかの場合は何も勇断をふるわなくともいい、この問題だけは、まさにあなたは勇断をふるってもらいたい、このことを強く要請し、最後に決意を聞かしてもらいたいと思うのであります。

○三木国務大臣 調整権を発動せよということですが、各省、通産省も、従来は産業優先という立場にあつたわけですが、最近は、この環境問題、公害問題といふものに機構も強化しましたし、どの役所も、産業官庁といえども、環境の保全ということを前提にしなければ産業開発は成り立たない。やはり国民が、そういうことを望んでないのですから、環境を破壊され、公害が続発するような中での産業の発展を望んでないというのが国民の意思ですから、産業官庁といえども、みなやはり発想の転換を行なつておる。調整権の発動は、そんなにしばしばしなくとも、みなそういう考え方で、政府が全体となって今後の行政を進めていく決意でございます。

「ああ、あれはさうすれわれれも見ゆるまでは」

ふ。  
の木下委員 そうしますと、環境庁のほうとしては、まだ具体的なこの問題についての取り組み等はなされていない。したがつて、展望等についても明らかにするわけにはいかないという段階です  
○木下国務大臣 こういう国会の席上で、木下委員を前にして期日を切るということは、やはりそれは約束を守らなければいけませんから、まだわれわれとして準備段階でありますので、文字どおりすみやかにであるという、われわれの意図を御承願いたいと思うのでござります。  
○木下委員 準備段階と言ますが、どうもあまり準備が進んでいないようであります。それだけに、ほんとうにできるだけすみやかに準備に取り組んでいただきたい。特に要望しておきます。  
その問題と関連いたしまして、瀬戸内海環境保全特別措置法ができまして、CODを三年間で段階的に二分の一に減少することがきめられたわけありますが、この前私、この委員会で広島の問

らすというふうなことになつておった  
いうことは困るではないかといふこと  
のほうとしても、そういう方向で指  
うふうに聞いたんですけれども……。  
○森(整)政府委員 条例はそのままに  
て、ただ、公害防止協定で計画的に削  
ていく。要するに、協定で削減をきめ  
守っていくということの公文書をちょ  
しましたので、条例の変更を指示はい  
ました。こういうことでござります。  
質的に形式論といたしまして、条例は  
での暫定猶予期間になつておるけれども  
契約によりまして、工場、業種別に削  
していく。それについての正式の県の意味  
ただいております。そういう意味でお申  
げまして、必要とあれば、また別途資  
をいたしたいと思います、時間をとる  
ございますから。

ので、環境導をすると  
いたしまし  
減をはかつ  
て、それを  
つだいた  
たしません  
だから、実  
五十一年ま  
も、個々の  
減をはかつ  
思表示をい  
答申し上  
科で説明  
のは恐縮で

のと私は理屈をきものと思ひます。○春日政務次官ござります。○木下委員なく、逆に割勘告は働き度るわけですが、た都道府県知事から、「そういう勧告」ということになります。

○木下委員総量規制を導言、勧告制度的制度にすわづつて、助言、勧

そういう、内容を強化  
前減目標を緩和する方向  
がいたしたいのであります  
が、いかがでしょ  
うか。  
委員 法的にはそういう  
ことがあります。しかしながら  
知事がお出になるもの  
いったマイナス面に働く  
ことは、起こり得ないも  
のですね。そのワ  
うしますと、この助  
成めるために使うのだ、  
度であるとすれば、そ  
ねばよいと思うのですが  
ないわけですね。そのワ

す。したがつ  
るが、  
は、  
うか。  
で、  
する方向では  
でも、助言  
たこともでき  
、良識を持つ  
でございます  
ような助言、  
のと考へてお  
言、勧告は、  
そのための助  
いうふうな法  
、制度上はそ  
ク組みがつく

入れる方向に進むべきだと思います。水だけを取  
り残すというふうなことにならないよう、先ほ  
ども島本委員から質問がありまして、これに対し  
まして長官から、できるだけすみやかに、そ  
ういう方向で進むという御答弁があつたわけでありま  
すが、確かに、時間を切つていつまでにやるとい  
うことは、これは言いにくいと思います。けれど  
も、ただできるだけ早くやるということでは、少  
し空虚な感じがいたします。

総量規制を水について行なうめど、見通しと  
いったことにについて、ある程度言ってもらえない  
れば、具体的な展望を持つことができないわけで  
ございます。一体そうした見通しなり展望なり、  
幾らかでもけつこうですから、もしあれば、おっ  
しゃつていただきたいと思います。

○三木国務大臣 できるだけすみやかにというこ  
とは、だれが考えても、やはり総量規制がいまの  
限度で終わつたのでは目的が達成できぬですから、  
すみやかにというそのことばで御了承願つておき  
たいと思います。

題を質問いたしました。この特別措置法によつてつくられた条例では、段階的に減少することになつていなかつたのです。そのことを私は明らかにいたしました。環境庁は、私が質問いたしました翌日に、広島の県当局を呼んだということを聞いております。一体どのように指導をされたんでしょうか。

○森(整)政府委員 その後、広島県いろいろ話し合いをいたしまして、結論を先に申し上げますと、公害防止協定によりまして、五十一年までに段階的に削減をしていく。そのスケジュールにつきましても、広島県当局から説明を聞きまして、われわれとして、それは実行可能であろうという判断で、それを了承いたしました。

○木下委員 私、ほかの問題で質問したいので、この問題に時間をとれませんが、前の質問をしましたときに、広島県の条例も提示をして質問したのですが、段階的に減少するということになつていなかつたでしよう。ずっと現状のままの状態が進んで、いきなり三年目に、さつと二分の一に減

いますが、まだあらためてその点について質問もし、また内容も明らかにしてもらいたいと思います。

本論としまして、法案に即してお尋ねをしたいのですが、すでに参議院のほうで先議されまして、わが党のほうからも答脱落委員が質問をしておりまし、また、時間も少ないのでありますから、私は法案については二点にしぼってお尋ねをいたします。

一つは、この法案の第五条の三であります。これは指定ばい煙の総量削減計画の規定であります。この削減計画で定められる事項と、その作成にあたって勘案されるべき点や意見聴取等の手続が規定をされております。特に伺いたいのは、この四項目でありますが、「環境庁長官は、前項の報告を受けたときは、当該計画の作成に際し必要な助言又は勧告をすることができる」ということになつています。この環境庁長官の助言、勧告制度といふのは、削減目標の強化、計画達成期間の短縮など、総量規制を一そう強化、前進させる趣旨のも



○木下委員 しかし、五条には現にあるんじゃないですか。あたりまえのことだから、なくともいいと言われますけれども、五条には、ちゃんとあるわけでしょう。だから、やはりきちんとこういうふうに書いたほうがいいのじゃありませんか。かえって、こういうものがあるとややこしい、ないほうがいいのだというのですか。いかがですか。私の質問に答えてください。ないほうがいいでしようか。

○春日政府委員 現在、私どもいろいろ検討してまいりましたけれども、私どもの考え方としては、ないほうがよろしい、よりベターであろうと考えております。

○木下委員 その理由を聞かせていただきたいと思います。

○木下委員 先ほどから申し上げておりますように、大気汚染防止法の中での助言、勧告でございまして、大気汚染防止のために必要なことだけを助言、勧告するというふうに、そこまで書く必要はないと考えております。

○木下委員 あなた、そんなことを言われますけれども、では現行の五条に「大気汚染の防止のため特に必要があると認めるときは、」というふうに書いておるのは、そもそも書かないほうがよかつたのに、つい書いてしまったのだということになってしまふ。そうではなくて、これは環境庁としてそういう環境保全のために、大気汚染防止のために働き得るものにきちんと明定する、これが私は必要なことだと思う。もし、ないほうがいいということを、ほんとうにお考えになつておるトすれば、それこそ私の疑いをますます深めると思うのです。そういうものをなくしておいて、将来において地方自治体等で総量規制がどんどん進んでいく、その際に、場合によつては足を引つぱることも必要なんだという考え方があるからこそ、ないほうがいいという考え方が出てくるのではないかと思うのです。そういうことがもし考えられないといつすれば、ないほうがいいなどという考えは出でてこないですよ。環境府長官、その点いかがです

○三木国務大臣 これは大気汚染防止法の中でですか。  
ですから、そういう法の体裁もあるでしょうから、——何か木下委員はみんな疑ってかかるのですけれども、総量規制をやろうということは環境をよくしたいというのが立法の精神です。それを都道府県が法改正の趣旨に反して、足を引つぱるようなことはあり得ないことです。法律をみんな疑つてかかりましたら、人間の行動を全部法律で規制することはできないので、法律をささえどものは国民の良識というものがささえでなければ、全部一人一人の行動を法律で規制することは不可能なことですね。だから、いろいろお疑いになる場合も、わからぬではないけれども、そんなに疑つてかかるて、都道府県の中に、うしろ向きにこの法案を利用するものがあるとは、私は考えられないわけでございます。したがつて、がんじがらめにしておくとともに私は必要ないと考えます。

○木下委員 いま、この制度を運用するのに前向きで運用するのだということを強調されたわけであります、が、参議院のほうでの環境庁の答弁を見ますと、地方自治体が、あるいは場合は一歩踏みはずしてむちやをやるかもわからぬ、そういうことをなくするのだという趣旨の発言もあったのです。ここに議事録がありますけれども、そういうひどい場合をチェックするといいますか、そういう役割を持たせる意味であるのだという答弁があつたと思うのです。だから、そういう考え方があるのではないですか。そういう考え方があるからこそ、ないほうがいいという考え方生まれてくるのでしょうか。あなたはいいかくこうばかり言って、問題の本質を隠さないように、明確に言ってください。もしそうでないとすれば、参議院でどうしてそういう答弁をしたのですか。

○春日政府委員 あとの答弁をお読みいただくとわかりますが、環境庁の長官の当時の答弁に尽きておりますと私は思つわけでございますが、先ほどのないほうがいいというのは、私、必ずしも妥當な

ことばであつたとは思ひません。(木下委員)訂正しますか?と呼ぶ)それは訂正いたします。しかしながら、私はなくとも、先生のおっしゃっている趣旨は十分生かしておるもの、かように考えておるわけでございます。

○木下委員 私は時間がありませんので、とにかくいまの点は現行の五条と同じように、大気汚染の防止のために必要な場合というワクづけをすることが必要だという問題の指摘をしておきます。それから次の問題でありますが、十四条の問題であります。

改善命令等に関する規定であります。この三項で「総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生すると認めるとき」というふうな構成要件があるわけであります。これは一項と同じ構成の条項になつております。したがつて一項、三項ともに問題であると思うのですが、この「継続して」という要件、それからまた「人の健康又は生活環境に係る被害を生すると認めるとき」という要件、これは削除したほうがよいのではないかと私は思うのです。規制基準に適合しないばい煙が排出されるおそれがあると認めるときは改善命令を出すというように改めてはどうかと思うのですが、特にこの要件が加わっておるということの意味ですね、これはどういうところにあるのでしょうか。

○春日政府委員 御質問の趣旨は十分私も理解であります。第十四条の第一項及び第三項の規定は、現実に排出基準違反の事態が発生している場合はもちろんのこと、発生していないくとも、そのおそれのある段階で、予防的に発動であります。そのおそれのある段階で、予防的に発動で、弹力的な運用を行なつてきているのは御承知できる命令でございますので、発動要件をきびしいものとしたのでございますが、実際の運用にあたりましたは、必ずしもこの要件を厳格に適用せずに、彈力的な運用を行なつてきているのは御承知のとおりでございます。今回の総量規制につきましても、規制基準の違反のおそれの段階で発令す

な規定でございますので、現行法の第一項と同様な規定を第三項に設けたというわけでございまして、その運用は第一項と同様に弾力的に行なつていく考え方でございます。したがつて、これを削除しなくとも支障はないものと考えておる次第でございます。

○木下委員 この「継続」というのは、どのように解釈をされているのでしょうか。たとえば操作ミスであるとか、事故による單発的な排出基準違反が起つた場合には、これは継続性がないということふうに思いますか、しかし間断がありまして、ときどき同じ違反状態があらわれるといった場合がありますが、これは一体継続性はあるのでしょうか。うかないのでしょうか。

○春日政府委員 そのような場合、ケース・バイ・ケースによって違うでしょうが、ただいまお示しになりましたような例でいえば、継続性ありと考えてよろしいと思います。

○木下委員 繼続性ありと言われますが、それだけでやはり頻度が問題になるのじゃないですか、社会通念的に見た頻度と申しますか……。ときどきといいましても、半年に一回とか三月に一回とかそういうことだと、ちょっと、ときどきというふうには言いがたいし、これは継続性がないということふうに解釈されやすいと思うのです。少なくともこれは刑罰が問題になつてくるのですからね、嚴格な解釈が必要なんです。だから非常にこの解釈がややこしくなると思うのですよ、この継続性というになりますと。また、この継続といふことを要件にいたしますと、この程度ならかまわぬということにて、改善命令がどうしても消極的になりがちな運営になるのではないかと思うのです。むしろ単発的な場合も改善命令を発し得るということにして、個々のケースごとの状況を判断して処理していけばいいのじゃないかと思うのです。構成要件として、その継続性ということをうたうのでなくして、結局改善命令を発し得るというたてまえになつておるわけですから、問題が起つた場合には必ず改善命令ということにはならないわ





もちろん、そういう面について環境庁がすべての  
お仕事をやっておられるということではございません  
せんが、しかしながら、環境庁が公害対策の中心  
になって努力をしておいでになる。また各省間の  
いろいろな業務についての調整をはかっていかれ  
る、こういう立場からいたしますと、やはり基本  
的に、こういう点に一そう努力をしていただきな  
ければならないのじやないか、そのことが今後の  
公害対策を進めていく上の基本的な方策になるの  
じゃないかというふうに考へるわけでござります  
そういう点についての三木長官の基本的なお考  
えを、まずお伺いしておきたいと考えます。

そうなつてみると、従来のような個々別々の排出基準ということで濃度規制をやったのでは、濃度を少しゆるめてもいいのかということにもなりますて、やはり全体として、日本全体の環境をよくするということがねらいでありますから、まだこれは第一歩で、いろいろもの足らぬこともあります。と思いますが、しかし、これを一つの出発点としまして、いろいろ窒素酸化物に対しても、ばいじんに対しても、あるいはまた水質における汚染物質の問題に対しましても、できるだけ速度を速くして、日本全体の環境というものを高度経済成長の前にまで戻さなければいかぬ。こういう目的の達成のために各省の協力を得て環境庁がイニシアチブをとつて努力をしたいというのが基本的な考え方でござります。

○折小野委員　ただいまのような基本的な考え方の上に立つて、特に公害に関する科学技術の振興が

卷之三

○春日政府委員　ただいま御指摘のとおり、公害科学と申しますものは、単に理学部あるいは工学部といったものに限りませんで、医学、農学、気象学、その他ありとあらゆる學問の横の連係が必ず必要になってくることは当然でございまして、そのため環境庁といたしましては、これらの研究を実施しております。國立の試験研究機関が四十七ござりますけれども、それらの公害に関する研究予算というものを一括計上いたしまして、各省府にておける試験研究の総合調整を行なつておるわけでござります。効率的な研究の推進に、そういう意味からつとめておるわけでございます。

また、他の面から見ますと、生産技術と密接に関連する公害防止技術の問題があるのでございまして、これは科学技術庁、通産省において開発促進をはかるつゝらつしやるわけでございますが、環境庁といたしましても、こういうものに対しましても、さらに促進をはかるよう各省に要請してまいりたいと思っております。

卷之三十一

それから第二は、今回、そういう立場におきましては、法の改正が行なわれるわけでございますが、しかし、これを具体的に実施してまいるにつきましては、今後、いろいろと行政上の作業が残されてしまうわけでござります。たとえば、どういう有形の書物質をとらえるかということになりますと、これは新たに政令できめなければならぬ。それから、どういう地域を指定するかという問題も、政令できめるということになつております。それから、さらに総量規制計画をつくる、あるいはその計画に基づいて総量規制基準をつくっていく、あるいは燃料使用基準を定めていく、あるいはそれが段階において具体的にきめられております。

第 4 章 政府の役割と政策実行

おいても、これがねらっておるもののは何か。この  
ねらっておるところは、高度経済成長の初期ぐら  
いのところへは日本の環境を持つていかなければ  
幾ら量的に拡大しても、生命や健康に悪い影響を  
与えることでは眞の発展ではないのだということ  
で、この問題を、政令をきめる場合においても、  
そういう目的に沿うて政令をきめるようになら  
てまいりたいという所存でござります。

○折小野委員　ただいまのような御方針に基づ  
いて、今後制度の運用をはかつていかれる、まさに  
そうあるべきだというふうに考えます。実は、先  
ほどの御質問の中で問題もございましたが、やは  
り個々の運用にあたりましては、目的を踏まえて  
やっていくことが一番大切なことだと思いま  
す。そしてまた、目的に沿った個々の運用とし  
うことが必要であろうと思います。もちろん、こ  
の大気汚染防止法につきましては、第一条に、こ  
の法律の目的が明らかに示されています。個々

おどろいては先にいひことを教へ

今後の公害対策の命運を制すると申しますか、そういうことになつてまいりうかと思つております。もちろん科学技術と申しましても、公害対策の面では直接それに関連する技術だけでなく、あるいは今後産業構造全体の改善と申しますか、そういう面の技術の振興というのも公害に關係をしまりますでしょ。あるいは現在問題になつておりますエネルギーの問題、新しいエネルギー革命あるいはクリーンエネルギーの開発、こういうようなものも必然的に公害対策の上からは非常に重要な問題になつてきておらうかと思います。こういう面から、環境庁の立場といたしまして、非常に幅広い立場から検討をしていただく必要があらうかというふうに考えるわけでございますが、特に公害対策、環境保全という面から、ただいま長官がおっしゃったイニシアチブをとるという立場に立つて、科学技術に対する今後の具体的な進め方、あるいは現在の進行の状態、見通し、こういう面について具体的にひとつお知らせいただけますと、ありがたいと思います。

もちろん環境庁といいましたても、去る三月に、  
国立公害研究所をようやく発足したわけでござい  
まして、同研究所におきまして、監視測定技術の  
問題、あるいは環境情報の処理機構の整備、そう  
いったものから、まず、とつかかってまいろうか  
と思っております。今後とも、先生の御趣旨に  
沿つて科学技術、公害技術の促進整備につきまし  
て、努力してまいりたいと考えます。

○折小野委員 今回、大気汚染防止について総量  
規制方式を採用されるということになったわけで  
ございますが、とりあえずは硫黄酸化物といふこと  
でございますが、私どもできるだけ近い将来に  
窒素酸化物、あるいは光化学オキシダント、あら  
ゆる有害物質の対策につきまして、さらに一步も  
二歩も前進をしていただきたい。さらに、大気だけ  
でなしに、水質の面につきましても、総量規制  
という考え方あるいはそういう手法を取り入れる  
ことも、これは必要なことであろうと思っておりま  
す。そういう面で、今後ひとつ、関係科学技術  
の振興、その実用化、技術の開発、こういう面

果を具体的に發揮するのは、今後の段階におきまして、それがどういうふうにきめられていくかということ、どういうふうに運用されていくかということが、一番大切な問題であろうと思っております。私どももこういう面については、今後さらには十分関心を持ってまいりたいというふうに考えるのでございますが、新たに総量規制方式を今後採用していくというふうにされております環境省としての、これらの仕事に対する基本的な取り組みの姿勢と申しますか、あるいは最高の責任者であられる大臣の決意と申しますか、それをここでお伺いをいたしておきたいと思います。

○三木国務大臣 先ほども申し上げましたようにこれは出発点であるということで、いま折小野さんも御指摘になつたように、これからは窒素酸化物とか、ばいじんとか、あるいは水質の汚染物質であるとか、こういうふうに拡大して、環境全体をよくしていくように、これを持っていかなければならぬいわけであります。

しかし、それは政策を認められことが多いわ

もちろん環境庁といたしましても、去る三月に國立公害研究所をようやく発足したわけでございまして、同研究所におきまして、監視測定技術の問題、あるいは環境情報の処理機構の整備、そういういたものから、まず、とっかかってまいりうかと思つております。今後とも、先生の御趣旨に沿つて科学技術、公害技術の促進整備につきまして、努力してまいりたいと考えます。

(折小野委員) 今回、大気汚染防止について総量規制方式を採用されるということになつたわけでございますが、とりあえずは硫黄酸化物というところまでございますが、私どもできるだけ近い将来に至る有害物質の対策につきまして、さらに一步も二歩も前進をしていただきたい。さらに、大気だけではなく、水質の面につきましても、総量規制方式による考え方あるいはそういう手法を取り入れることも、これは必要なことであろうと思っております。そういう面で、今後ひとつ、関係科学技術の振興、それの実用化、技術の開発、こういう面について一そなうの努力をお願いをいたしたいと思います。

それから第二は、今回、そういう立場におきまして法の改正が行なわれるわけでございますが、しかし、これを具体的に実施してまいるにつきましては、今後、いろいろと行政上の作業が残されておるわけでございます。たとえば、どういう有害物質をとらえるかということになりますと、これは新たに政令で認めなければならぬ。それから、どういう地域を指定するかという問題も、政令できめるということになつております。それから、さらに総量規制計画をつくる、あるいはその計画に基づいて総量規制基準をつくっていく、あるいは燃料使用基準を定めていく、あるいはそれが事柄は、この制度の採用に伴いまして、今後、政令、省令あるいは条例、こういうようないろいろの計画達成の期間をきめていく、こういうような段階において具体的にきめられております。

問題は、この制度が採用されたということの効

果を具体的に發揮するのは、今後の段階におきます。私どももこういう面については、今後さらには十分関心を持ってまいりたいというふうに考えます。ただ、それがどういうふうにきめられていくかということ、どういうふうに運用されていくかといふことが、一番大切な問題であろうと思っております。私たちもこういう面については、今後さらに組みの姿勢と申しますが、あるいは最高の責任者であられる大臣の決意と申しますが、それをこころでござりますが、新たに総量規制方式を今後採用していくふうにされております環境省としての、これらの仕事に対する基本的な取り組みの姿勢と申しますが、あるいは最高の責任者であられる大臣の決意と申しますが、それをこころで伺いをいたしておきたいと思います。

○三木国務大臣 先ほども申し上げましたようにこれは出発点であるということで、いま折小野さんも御指摘になつたように、これからは窒素酸化物とか、ばいじんとか、あるいは水質の汚染物質であるとか、こういうふうに拡大して、環境全体をよくしていくように、これを持つていかなければならぬわけであります。

しかし、それは政令で認められることが多いわけですから、その政令でいろいろ制定する場合においても、これがねらつておるもののは何か。このねらつておるところは、高度経済成長の初期ぐらいいのところへは日本の環境を持っていかなければいけないとの問題を、政令をきめる場合においても、幾ら量的に拡大しても、生命や健康に悪い影響を与えることでは真の発展ではないのだということ、で、この問題を、政令をきめる場合においても、そういう目的に沿うて政令をきめるようにならせてまいりたいという所存でございます。

○折小野委員 ただいまのような御方針に基づいて、今後制度の運用をはかつていかれる、まさにそのほどどの御質問の中では問題もございましたが、やはり個々の運用にあたりましては、目的を踏まえては、大気汚染防止法につきましては、第一条に、この法律の目的が明らかに示されています。個々

の制度がどうあるとも、それはやはり第一条の目的に沿った運用がなされなければなりません。そしてさらにはその上に、公害対策基本法というものが母法としてありますし、やはり国民の健康を保持するための基本的な環境基準といつものばあいとくに個々の制度の運用であろう、こういうふうに考えております。

具体的には、今後いろいろときめていかれることがありますし、いろいろと、また指導に当たっていただかなければならぬことにならうかと思つておりますが、当面する今後の仕事の中心になられる局長の今後の進め方、これについてのお考えを承つておきたいと思います。

○春日政府委員 御指摘いただきましたとおり、総量規制の制度は政府令にゆだねられている点が少くないわけございまして、今後の功を奏するかいかなかという点は、政府令の内容にかかるている点が多いわけでございます。したがいまして私どもは、今後の運用にあたりましては、十分、以下の点を配慮したいと思うのです。

一つは、まず合理的、効果的なものでなければならぬ。しかも、それは社会的公平性が十分でなければならぬということで、特にこの点は総量規制の設定方式のときには、十分配慮してまいります。

第二の問題は、やはり科学的、合理的な方法をとらなければいけないわけございますが、これは、地域全体が環境基準を満足するために許容される排出総量の算定にあたって、一番重要な点であろううと思います。しかも、こういった問題は、技術は日進月歩でございますので、常に最新の手法に改定いたしまして、もう一回申しますと、公平かつ科学的な方法によって運用してまいりたいかようになっております。

○折小野委員 今後の行政運営上の配慮と、目的に沿つた一そうの努力をお願いして、私の質問を終わります。

○角屋委員長 これにて内閣提出、参議院送付、

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する質疑は終局いたしました。

○角屋委員長 本案に対し、木下元一君から修正案が提出しております。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する修正案

大気汚染防止法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五条の次に二条を加える改正に関する部分の前に次のように加える。

第二条第一項第三号中「鉛」の下に「、窒素酸化物」を加える。

第五条の二の改正規定のうち、同条の見出しへ「(指定地域における総量規制基準)」に改め、同条第二項中「都道府県知事は、必要があると認めるときは」を前項の条例においては「に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「及び新たに設置された特定工場等について、第一項の指定ばい煙総量削減計画に基づき、総理府令で定めるところにより、それを同項」を又は新たに設置された特定工場等については、条例で、それぞれ第二項に、「定めることができる」と定めるものとする。この場合における当該総量規制基準は、大気環境基準が維持されるために十分なものでなければならない」に改め、同条第四項中「第一項」を「第二項」に改め、同

条中第五項から第七項までを次のように改める。

6 第二項又は第四項の総量規制基準は、次条第一項の規定により都道府県知事が作成した指定

6 第二項及び第三項を順次一項ずつ繰り下げ、第一項を次のように改める。

第五条の二の改正規定中第四項を第五項とし、第一項及び第三項を順次一項ずつ繰り下げ、第一項を次のように改める。

都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、

工場又は事業場が集合している地域で、第三条第一項若しくは第三項又は第四条第一項の排出基準のみによつては公害対策基本法(昭和四十二年法律第三百三十二号)第九条第一項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準(以下「大気環境基準」という)の確保が困難であると認められる地域があるときは、条例で、当該地域を次の各号に掲げるばい煙(以下「指定ばい煙」という)ごとに指定するものとする。

○角屋委員長 本案に対し、木下元一君から修正案が提出しております。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する修正案

大気汚染防止法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五条の次に二条を加える改正に関する部分の前に次のように加える。

第二条第一項第三号中「鉛」の下に「、窒素酸化物」を加える。

第五条の二の改正規定のうち、同条の見出しへ「(指定地域における総量規制基準)」に改め、同条第二項中「都道府県知事は、必要があると認めるときは」を前項の条例においては「に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「及び新たに設置された特定工場等について、第一項の指定ばい煙総量削減計画に基づき、総理府令で定めるところにより、それを同項」を又は新たに設置された特定工場等については、条例で、それぞれ第二項に、「定めることができる」と定めるものとする。この場合における当該総量規制基準は、大気環境基準が維持されるために十分なものでなければならない」に改め、同条第四項中「第一項」を「第二項」に改め、同

条中第五項から第七項までを次のように改める。

6 第二項又は第四項の総量規制基準は、次条第一項の規定により都道府県知事が作成した指定

6 第二項及び第三項を順次一項ずつ繰り下げ、第一項を次のように改める。

第五条の二の改正規定中第四項を第五項とし、第一項及び第三項を順次一項ずつ繰り下げ、第一項を次のように改める。

都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、

工場又は事業場が集合している地域で、第三条第一項若しくは第三項又は第四条第一項の排出基準のみによつては公害対策基本法(昭和四十二年法律第三百三十二号)第九条第一項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準(以下「大気環境基準」という)の確保が困難であると認められる地域があるときは、条例で、当該地域を次の各号に掲げるばい煙(以下「指定ばい煙」という)ごとに指定するものとする。

○角屋委員長 本案に対し、木下元一君から修正案が提出しております。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する修正案

大気汚染防止法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五条の次に二条を加える改正に関する部分の前に次のように加える。

第二条第一項第三号中「鉛」の下に「、窒素酸化物」を加える。

第五条の二の改正規定のうち、同条の見出しへ「(指定地域における総量規制基準)」に改め、同条第二項中「都道府県知事は、必要があると認めるときは」を前項の条例においては「に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県」に、「及び新たに設置された特定工場等について、第一項の指定ばい煙総量削減計画に基づき、総理府令で定めるところにより、それを同項」を又は新たに設置された特定工場等については、条例で、それぞれ第二項に、「定めることができる」と定めるものとする。この場合における当該総量規制基準は、大気環境基準が維持されるために十分なものでなければならない」に改め、同条第四項中「第一項」を「第二項」に改め、同

条中第五項から第七項までを次のように改める。

6 第二項又は第四項の総量規制基準は、次条第一項の規定により都道府県知事が作成した指定

6 第二項及び第三項を順次一項ずつ繰り下げ、第一項を次のように改める。

第五条の二の改正規定中第四項を第五項とし、第一項及び第三項を順次一項ずつ繰り下げ、第一項を次のように改める。

都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、

の総排出量を自動的かつ連続的に測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。附則中ただし書を削る。

○角屋委員長 まず、修正案について、提出者が趣旨の説明を求める。木下元二君。

○木下委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対するわが党の修正案提案理由と、その概要を説明いたします。

私たち、現行の大気汚染防止法による、いわゆる高煙突拡散方式では、国民の健康と生活を守ることは不可能であり、汚染物質の総排出量をきびしく規制することがどうしても必要であると早くから主張してまいりました。同時に、現行の公害対策基本法をはじめとする公害関係諸法は不徹底、不十分なものであり、これを抜本的に改正するよう要求してまいりました。すでに衆議院において日本共産党・革新共同が提案している公害対策基本法案、大気汚染防止法の一部を改正する法律案などは、このような考え方立つものであり、真に国民の健康と生活を守るために、どうしてもこれらの抜本的改正を実現する必要があると確信しております。

事実、すでに多くの積極的な地方自治体においても、住民の命と暮らしを守るため、国の法改正を待つことなく、法を乗り越えて総量規制に踏み切っているのであります。

今回の原案は、私たちが提起しているような抜本的改正案ではなく、現行の大気汚染防止法の体系の中での部分的改正案ではあります。しかし、この原案では、総量規制方式の導入をはかるという点では、おくればせながらも一步前進であります。

点は、ほとんど政令、総理府令にゆだねられていましたが、これを大気汚染の防止のために必要な規制方式の導入をはかるという点では、おくればせながらも一步前進であります。

実効性に大きな影響が及ぶことになります。また、環境基準がまだ達成されていない汚染地域に

あっても、工場の新增設が認められるというようであつて、幾つかの欠陥が本法案には含まれています。

そこで、私たちは、これらの欠陥を是正する最 小限の修正として、地方自治体が住民の要求に従って、政令、総理府令に制約されず、自主的に積極的に総量規制を推進できるようにするとともに、環境基準未達成地域においては、立地規制が強化されるように、ここに本修正案を提出した次第であります。

以下、私たちの修正案の概要を説明します。

一、総量規制を行なう汚染物質、対象地域は、政令で定めるとありますが、汚染物質については、硫酸黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんを法律で定め、対象地域については、都道府県が条例で定めることにいたしました。

二、対象工場等の規模、地域の許容総量及び総量規制基準は、総理府令で定めるところにより定めるとあります。が、総理府令の制約をはずし、これも都道府県で定めることができるように改めました。

三、工場等による使用原料または燃料の見通しを、ばい煙総量削減計画作成時の勘案要件から除きました。また、同計画は、政令で定めるところにより定めるとなっていますが、これも政令の制約をはずし、都道府県知事が定めることができるよう改めました。

四、ばい煙総量削減目標は、大気環境基準に照らし算定するとありますが、これを大気環境基準が維持されるために十分なものであるように算定すると改めました。

五、環境庁長官は、ばい煙総量削減計画の作成に関し、必要な助言、勧告をすることができると言います。が、これを大気汚染の防止のために必要な場合に限って助言、勧告ができると改めました。

六、新增設されるばい煙発生施設に対しても、特別の総量規制基準を定めることができます。が、これを新增設に対する総量規制基準は、

ればならないと改め、環境基準未達成地域における規制の対象となる大工場の新增設はできないよう明確にしました。

七、総量規制基準に適合しないばい煙が継続して排出されるおそれがあり、それにより被害を生ずると認めるときは、改善命令を出すことができるとあります。が、これを総量規制基準に適合しないばい煙が排出されるおそれがあると認めるときは、改善命令を出すことができるよう改めました。

八、規制対象事業者には、自動連続測定記録の義務づけを新たに規定しました。

以上が、修正案の概要であります。本委員会におかれましては、慎重に御審議の上、すみやかに可決されるようお願いいたしまして、私の提案理由の説明を終わります。

○角屋委員長 これにて本修正案の趣旨の説明は終わりました。

島本虎三君、岡本富夫君、折小野良一君より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めて、島本虎三君。

○島本委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたしまして、内閣提出、参議院送付、大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議を付すべしとの動議について御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、大気汚染防止行政をさらに一段と推進するため、以下の各項について努力すべきである。

一、窒素酸化物の根本的な防除技術である脱硝技術の開発を強力に進め、それと相まって窒素酸化物を指定ばい煙として指定するよう努めること。

二、指定地域は、都道府県の実情を十分に勘案しつつ、必要な地域をもれなく指定すること。

三、特定工場等の規模、地域の指定ばい煙排出量の算定及び総量規制基準に関する総理府令の制定にあたつては、指定地域の特性を十分反映しうるよう配慮すること。

四、指定地域における工場等の新增設については、規制基準を厳格にすることによって、立場等の規模の差による対応力を差を考慮すること。

五、総量規制基準の設定にあたつては、特定工場等の規制強度を図ること。

六、いおう酸化物に関する総量規制の徹底を図るために、特定工場等における排煙脱硫装置の設置の促進に努めること。

七、監視測定体制の整備強化を図ることとともに、これらを整備について地方自治体に対する金銭に努めること。

八、中小企業の公害防除施設の整備に対する金

○角屋委員長 次に、本案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○角屋委員長 起立少數。よって、本修正案は否決されました。

次に、本案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○角屋委員長 起立少數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○角屋委員長 次に、本案に対し、登坂重次郎君

融上、税制上の優遇措置をさらに拡充するよう努めること。

九、今後の大気汚染防止対策の課題として、複数の汚染物質による複合影響や相乗作用を考慮した総合的な対策を検討すること。  
以上であります。

この動議の趣旨につきましては、案文中に述べされておりますので、省略させていただきます。何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○角屋委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。  
本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○角屋委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

この際、三木環境庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。三木環境庁長官。

○三木国務大臣 ただいまの御決議に対しましては、その趣旨を体して、今後十分に努力する決意であることを申し添えておきたいと思います。

○角屋委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○角屋委員長 御異議なしと認め、よって、さよう決しました。

○角屋委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十分散会

〔報告書は附録に掲載〕